

期日報告書

平成 29 年 9 月 19 日

ご委任を受けています下記事件につき、第2期日が開かれましたのでご報告いたします。

記

1 弁論期日について

【受任事件】平成 29 年(行ウ)第 232 号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成 29 年 9 月 19 日午後 2 時 30 分～40 分

419 号法廷

【出 廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、村松悠史(右)和田山弘剛(左)

原 告

被 告 (

【進 行】裁判長 裁判所の構成が変わったので弁論を更新する。

(右陪席が左陪席になり、右に村松悠史裁判官が入った)

被 告 準備書面 1 陳述 乙 1~24 提出

裁判長 第 1 回期日で前市長の職務上の義務違反が何かを意識しながら主張立証してほしいと述べた。

被告準備書面は、前市長のいろいろな行為を述べているが、国賠請求と直接つながるもの、つながらないものを区別せず全部挙げている。

これに対し、原告に反論してもらうが、ひとつひとつの行為について主張するのではなく、一連の行為の中で国賠請求につながるかどうかを意識して、職務違反は何かを組み立ててほしい。

次回期日について伺いたい。

原 告 2 か月ほど時間をとって頂きたい。

【期日指定】裁判長 書面提出期限を 11 月 20 日(月)

次回期日を 12 月 7 日(木)午後 3 時と指定する。

(開廷日は、火、木で木が中心)

2 今後の展開

☆次回は、原告が前市長の職務違反行為を主張することになります。

☆11 月初めに打合せをしたいと思います」。

以上